

監 査 報 告 書

学校法人 須賀学園
理事長 須賀 英之 殿

学校法人須賀学園監事の星野隆一および齋藤秀雄の2名は、私立学校法第37条第3号および学校法人須賀学園寄附行為第14条の規定により、学校法人須賀学園の令和4年度における法人の業務、法人の財産の状況および理事の業務執行の状況を監査いたしました。

1 監査の概要

監事は令和4年度におきましても、法令の規定に従い、学園本部および各学校において、法人の業務、法人の財産の状況および理事の業務執行の状況の監査を行いました。

また、本学園の理事会および評議員会にはすべて出席し、法人の業務の執行状況を監査いたしました。さらに、公認会計士の江原照雄、田村恭一、福田栄、入江淳子、坂田智幸の5氏が来校し、会計諸帳簿の監査および財務の状況等について監査を行いました。その際にも監事は必要に応じて立会いました。

2 監査の結果

令和4年度の法人の業務の概要、法人の財務の概要および理事の業務執行の状況は、別紙の学校法人須賀学園令和4年度事業報告書のとおりであり、監査した結果、法人の業務、法人の財産の状況および理事の業務執行の状況に関し不正な行為または法令もしくは寄附行為に違反する事実は認められませんでした。

また、会計諸帳簿は正しく記載され、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録および証ひょう書類も整備され、誤りはありませんでした。

以上、監査の結果を報告いたします。

令和5年5月12日

学校法人 須賀学園

監事 星野隆一 

監事 齋藤秀雄 